

兵庫県公報

令和6年2月16日 金曜日 第490号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告示	ページ
○ 土地改良区の設立認可（農地整備課）	1
○ 土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	1
○ 緊急防災工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 同上（同）	2
○ 丹波都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	2
○ 道路の位置指定（但馬県民局）	3
公 告	
○ 落札者等の公示（管財課）	3
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告（税務課）	3
○ 落札者等の公示（産業労働部総務課）	4
○ 建設業者の所在の不確知（契約管理課）	4
○ 落札者等の公示（阪神北県民局）	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	5

告 示

兵庫県告示第112号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年2月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
前土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	前地区	令和6年1月26日

兵庫県告示第113号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和6年1月31日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和6年2月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地中間管理機構関連農地整備事業	井吹南地区	令和6年2月16日から 同年3月7日まで	神戸市 西区役所



兵庫県告示第114号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災工事計画を令和6年1月31日に定めたので、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和6年2月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	下三尊谷池地区	令和6年2月16日から 同年3月7日まで	神戸市 北神区役所



兵庫県告示第115号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災工事計画を令和6年2月5日に定めたので、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和6年2月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	新池地区	令和6年2月16日から 同年3月7日まで	加西市役所



兵庫県告示第116号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年2月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
丹波市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

丹波都市計画下水道事業 丹波市公共下水道

3 事業施行期間

変更前 昭和52年2月1日から平成36年3月31日まで

変更後 昭和52年2月1日から令和13年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし



兵庫県告示第117号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和6年2月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R05但馬位置 0004号	6.1.23	豊岡市上陰字イサリ149番5の一部、 豊岡市上陰字大町165番1の一部	5.00	51.85

公 告

落札者等の公示

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年2月16日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県本庁舎ほか4庁舎で使用するガス 予定数量411,581立方メートル/年
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県総務部職員局管財課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 落札者を決定した日
令和6年1月26日
- 落札者の名称及び住所
関西電力株式会社 大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 落札金額（税抜）
58,974,377円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告をした日
令和5年12月15日



軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証及び免税証は、紛失の日から無効とする。

令和6年2月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局、 県民センター	紛失年月
船舶	A305888	令和6年3月31日	加古川市	東播磨県民局	令和6年1月

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付県民局、 県民センター	紛失年月
100 リットル 券	船舶	H05 3399611 ～ H05 3399618	令和6年 3月31日	8	高砂市中島3—555—1 株式会社うかいや高砂給 油所	東播磨県民局	令和 6年 1月
20 リットル 券	船舶	H05 3399619 ～ H05 3399626	令和6年 3月31日	8	高砂市中島3—555—1 株式会社うかいや高砂給 油所	東播磨県民局	令和 6年 1月

落札者等の公示

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和6年2月16日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立ものづくり大学校ほか13施設で使用する電気 予定数量3,821,330キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県産業労働部総務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年1月29日
- 4 落札者の名称及び住所
リエスパワーネクスト株式会社 東京都豊島区東池袋4丁目21番1号
- 5 落札金額（税抜）
75,821,186円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和5年12月15日

建設業者の所在の不確知

次の建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同条同項の規定により公告の日から30日を経過した日をもって当該建設業者の許可を取り消す。

令和6年2月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 建設業者の商号、代表者の氏名、営業所の所在地、許可番号及び許可年月日
商号 株式会社コンシェルジュ
代表者の氏名 南書
営業所の所在地 姫路市安田4—35

許可番号 兵庫県知事許可(般・特-2)第461362号

許可年月日 令和2年12月21日

2 申出先

中播磨県民センター姫路土木事務所建設業課

〒670-0947 姫路市北条1-98

電話 (079) 281-9562

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年2月16日

契約担当者

兵庫県阪神北県民局長 宮口美範

1 落札に係る物品の名称及び数量

兵庫県西神戸庁舎ほか15庁舎で使用する電気 予定数量4,003,416キロワット時/年

2 契約に関する事務を担当する県民局の名称及び所在地

兵庫県阪神北県民局 宝塚市旭町2丁目4番15号

3 落札者を決定した日

令和6年1月25日

4 落札者の名称及び住所

日本エネルギー総合システム株式会社 香川県高松市林町1964-1

5 落札金額

80,716,405円(税抜)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和5年11月24日

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年2月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市梅井三丁目416番、416番地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市田寺一丁目7番5号

玉田工業株式会社 代表取締役 玉田直人

3 許可年月日及び許可番号

令和5年8月18日

兵庫県指令東播(加土)(建)第1-22号(5高砂)